

業務仕様書

1 業務名

世界農業遺産 インターンシップ実施による集落の滞在・交流促進事業

2 事業の概要

にし阿波（徳島県西部：美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）地域は、急峻な山肌に集落が切り開かれ、世界農業遺産にも認定されたこの地域独自の農文化や食文化が根付いている。

しかし、集落においては過疎化・高齢化が進展し、独自の地域資源はあるが、その活用が難しい状況である。

そのため、地域団体が意欲ある学生を受入れ、地域課題解決に取り組む「実践型インターンシップ」を実施し、集落一体となった滞在、交流の取組を推進する。

3 実施体制

(1) 実施主体：徳島剣山世界農業遺産推進協議会

4 業務内容

インターンシップ実施による集落の滞在・交流促進事業を次のとおり実施する

(1) 受入団体の調整、導入計画立案

- ・インターンを受入れ、地域課題解決に積極的な地域団体を選定すること
- ・選定した地域団体と協議を行い、インターン導入により実施する事業の内容、解決したい課題、受け入れたい人材像など、期間内で事業成果をあげるための導入計画を立案すること

(2) インターンの採用

- ・特定非営利活動法人エティックのサイトなどを活用し、インターンの募集を行うこと
- ・書類選考、面接などを行い地域課題解決に適した人材を確保すること
- ・インターンとして採用する学生は2～3名程度とする
- ・地域団体の受入期間は2ヶ月程度とする

(3) インターン受入れのサポート、振り返り

- ・インターン受入れ期間中は、適宜、地域団体、学生とコミュニケーションを図り、事業成果があがるようサポートすること
- ・地域内での学生の活動に係る経費を負担すること
- ・インターン受入れの終了に際しては、事業成果を集落全体で共有し、今後集落として取り組むべき事業を明確にすること

5 成果物

実績報告書（A4、カラー印刷）5部

上記の報告書及びホームページ掲載用画像を収録したCD-R：3部

6 特記事項

- (1) 実施打合せ要。業務の実施に当たっては、実施主体と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 業務に要する材料及び機器等は受注者の負担とする。作業中に施設の設備等に損害を与えたときは、速やかに発注者に報告するとともに、賠償の責任を負うものとする。なお、第三者に対しても同様とする。
- (3) 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、当方に帰属する。
（成果品の写真、記事など全ての使用权を譲渡すること。発注者による自由な加工・二次使用ができることを要件とする）。
- (4) 成果品の送料及び保管料については受注者の負担とする。
- (5) 業務完了時に納品書を提出すること。検収確認後に請求書を受理し支払いを行う。
業務内容によっては発注時に請書又契約書を作成するものとする。
- (6) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 期間(履行期限)

契約締結日から2019年12月27日（金）まで

8 予算額

上限額800,000円(税込み)

9 検収場所

発注者において指示する場所

10 請負代金の支払い

成果物の検収後速やかに支払うものとする

11 書類提出先及び問い合わせ先

(書類提出先)

〒779-4101

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3

つるぎ町役場商工観光課 内

徳島剣山世界農業遺産推進協議会事務局

TEL:0883-62-3111

FAX:0883-62-4944

(問い合わせ先)

〒779-3602

徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73

徳島県西部総合県民局 農林水産部<美馬> 食農・企画担当

TEL:0883-53-2271

FAX:0883-53-2084